

別表第2—3

建物の附属施設の区分(第8条関係)

区 分	部 位
全 体 共 用 部 分 等	外灯設備、外部案内板、園地施設、汚水本管、雨水排水管及び排水溝、 樹木その他の植栽物、屋外の電気配線及び電話配線並びにこれらに附属 する施設
事 務 所 一 部 共 用 部 分 等	事務所共用案内板